

## 放置自転車等の廃棄処分について

令和3年9月30日

施設部長裁定

本学では構内の交通の安全、環境の保持のため、不法に駐輪された原動機付自転車及び自転車（以下「自転車等」という。）の整理・廃棄方法について、東京大学本郷構内における放置車両等の処分に関する細則第4条第3項の規定に基づき、全学的な取り扱いを下記のとおり定め、本学学生・教職員に趣旨を周知のうえ、廃棄処分の実施に当ることとする。

### 1. 廃棄処分実施時期

全学的に一斉に実施する自転車等の撤去・廃棄処分は、適宜、本部にて実施するものとする。

### 2. 廃棄処分の実施方法

- (1) 学内に駐輪中の未登録自転車等に、告知文記載の全学統一ラベルを一斉に取り付ける。
- (2) 上記ラベルは、取り付け後2週間の猶予期間を設け、自転車等の所有者にその間に取り外させることにより、所有者の在ることを明らかにする。
- (3) 2週間を経過し、ラベルが付いている自転車等は、所有者が無いものと見なして処分の作業対象とする。
- (4) その後、廃棄処分手続に要する期間（約1ヶ月）をもって保管期間とする。この間に申出があったものは、所有者に返還するものとする。（他部局登録の自転車等については、当該部局に連絡するものとする。）
- (5) 保管期間を終了し、廃棄処分が決定した自転車等は、全学的に一括して処分するものとする。

### 3. 保管期間中の手続

上記2. (4)の保管期間中に、次の手続を行う。

- (1) 原動機付自転車（50cc以下）については、ナンバープレートに表示された市区町村に対して廃車手続の有無等の確認を行い、その結果、次のように扱うものとする。

- (イ) 所有者が判明したものについては、所有者に返還する。
  - (ロ) 廃車手続が行われているものについては、廃棄処分対象とする。
  - (ハ) 所有者が不明であるものについては、廃棄処分対象とする。
- (2) 廃棄処分対象の自転車等のうち、防犯登録がなされている自転車及びナンバープレートがある原動機付自転車（廃車手続のあるものを除く）については、放置自転車等一覧表を作成する。
- (3) 放置自転車等一覧表に基づき、本部環境課は警察署に照会のうえ、盗難車の確認にあたる。
- (4) 盗難車は警察署に引渡し、その他は大学において一括処分手続行う。